

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

Feel!Go!

日整広報

VOL.252

【特集】
日整・柔整学校協会・試験財団
新春トップ鼎談

新年号
2020/01

公益社団法人 日本柔道整復師会
www.shadan-nissei.or.jp

目次

2020 新年号

- 1 | 台風19号による被害状況と支援の報告
- 2 | 新年挨拶
日整会長 工藤鉄男
- 4 | 年頭所感
内閣総理大臣 安倍晋三
厚生労働大臣 加藤勝信
日本医師会会長 横倉義武
- 10 | 特集
新春トップ鼎談
- 18 | 日整合同部会開催報告
- 20 | 「匠の技 伝承」プロジェクト
鎖骨骨折の整復と固定法
- 22 | Report 1 ラグビーワールドカップ支援活動
- 26 | Report 2 グランドスラム大阪活動報告
- 28 | Report 3 全柔連医科学委員会を開催
- 29 | 理事会だより
- 32 | 執行部活動状況(10～11月)
- 33 | INFORMATION
- 34 | 柔道整復師のための楽しい統計学
- 36 | 未来展望
「地域包括ケアシステム」における柔道整復師の役割Ⅱ
- 38 | 近畿学術大会 滋賀大会報告
- 39 | 東海学術大会 愛知大会報告
- 40 | 日整文芸
- 41 | 四季の風



台風19号における日整会員の被害状況と被災地域への支援のご報告

台風19号により被災されました皆様には改めて心より御見舞い申し上げます。

日本柔道整復師会では、被害発生直後の10月13日に「台風19号災害対策本部」を立ち上げ、会員に対し、被害状況の情報収集等を実施しました。避難者が多数となった県については行政機関に対し、派遣要請があれば協力体制が可能である旨を総務部長から申告しました。

以下、令和元年11月30日現在の会員の被害状況と柔道整復師会の対応状況を報告します。

日整事務局

1. 会員の被害状況

令和元年11月30日 17:00現在

都県名	被害状況	
岩手県	床上浸水2件(うち自宅1件)	看板破損1件 外壁等損壊1件
宮城県	床上浸水7件 床下浸水4件	看板破損2件 外壁等損壊1件 設備(エアコン等)損傷2件
福島県	全壊[1階天井まで水没]3件(うち自宅1件) 床上浸水6件(うち自宅1件) 床下浸水1件	看板破損1件 外壁等損壊1件 機械類一部水没4件
茨城県	大規模半壊[床上浸水]1件	
栃木県	半壊1件 床上浸水15件(うち自宅6件) 床下浸水5件(うち自宅2件)	設備(エアコン等)損傷3件
埼玉県	床上浸水1件	
神奈川県	一部損壊8件(うち自宅2件) 床上浸水4件	
山梨県		看板破損1件 外壁等損壊3件
東京都	床下浸水1件	外壁等損壊1件
長野県	床上浸水4件(うち自宅1件) 床下浸水1件	看板破損1件
三重県		外壁等損壊1件

※数値は速報値。今後修正の場合あり

2. 柔道整復師会の対応状況

県名	対応状況
宮城県	10月17日、18日宮城県保健福祉部・日赤宮城県支部に災害支援の用意があることを連絡。10月22日丸森町役場と避難所2カ所(丸森づくりセンター、丸森小学校)を訪問し情報収集を行った。併せて、避難所に衛生材料を提供した。
栃木県	栃木市の避難所3カ所への協定に基づく派遣要請があり、10月21日～11月20日避難所へ1、2名を断続的に派遣した。支援の様子は、NHK640で放送された。日中の片付け作業による疲労と身体各所の疼痛を訴える方が多い。また、避難所のプライバシー確保や休息環境の整備面では充分といえないため、ストレス的な症状を訴える方も多いため、その緩和のためにも柔道整復師の施術が寄与できたと考えている。避難者の多い避難所は1カ所に週2回2名ずつを派遣し、避難者の少ない避難所については、週1回1名を派遣した。当初は利用者も多かったが、徐々に帰宅者も増え、栃木市の担当課と相談しながら派遣箇所等を検討してきた。
長野県	避難所から医師会が撤収し、看護協会が残っている状況。柔道整復師の支援が必要な場合には県から連絡が入ることになっており、連絡待ちの状態。 10月19日長野県保健福祉部から(一社)長野県医師会を經由して派遣要請があり、即、会員にボランティアを募り、10月21日から避難所9カ所(会員21名)で活動を開始。今後、ボランティア登録された会員約50名で、避難所閉鎖まで活動継続予定。

うんがいそうてん
雲外蒼天

公益社団法人日本柔道整復師会
会長 ◆ 工藤 鉄男



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には恙なく新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

さて、今年の干支は十二支の最初を飾る「子」年になります。暦上の正しい干支は「庚子(かのえ・ね)」になります。暦は、十干と十二支の組み合わせが60通りあることから、一周した60歳の年回りを「還暦」といって長寿を祝う習わしがある訳です。現代での長寿は90歳から100歳くらいにまで伸びていますが、暦上では60年が一区切りとされています。

今から60年前の「庚子」の年は1960年(昭和35年)で、高度成長期の真っ只中の頃でした。我が柔整業界もこの頃から約30年間は“昭和”の大繁栄の時代を経験し、後半の30年間は反転して“平成”の低迷の時代を味わいました。

そして、今年はずっと5月に令和となって最初の「子」年であり、令和で初めて「正月」を迎えた年というおめでたい年になります。

こうして見ると、区切りとなる「時代」は約30年周期で廻り、明・暗二つの時代を重ねて表裏一体となっていて、今年はその起点となる年に当たる訳です。

また、今年はいよいよ2020東京オリンピック・パラリンピックが日本で開催されますが、前回の東京オリンピック(1964年)から約60年(56年)というサイクルで巡ってきたこと等を踏まえれば、やはり日本にとって、今年とは新たな時代の幕開けとなることを象徴しているように思います。

そして、我が柔道整復業界にとっても、今年とはオリンピック以上にエポックな、大きな飛躍の年となるのは間違いありません。

というのは、30年前の規制緩和によって業界の入口が大幅に広げられ、大量の資格者が粗製濫造

され、柔道整復術の質の低下が起こってしまいました。業界を正しく管理できないこの歪んだ仕組みを、もう一度正して、制度を利用する人達の立場に立った“国民の為の制度”として取り戻すため、柔整療養費検討専門委員会・養成校カリキュラム改正検討会等の数年間の議論を経て、ようやく平成30年から、柔整業界自らが提案した改革が実行に移されたのです。

それは、学生を開業施術所が受け入れて臨床実習の場とする実技の伝承を重視する体制、超音波画像を理解する知識と技術の修得、開業後の保険制度等への理解や柔道整復師としてのモラル構築のための新たな課目を大幅に増やした「教育改革」から、資格取得後の実務経験(3年)を経なければ柔整療養費の取扱が不可となる流れに、施術管理者研修受講の義務化といった受領委任に関する「制度改革」まで、業界のあるべき真の軸に正しく道を通し、それらを隙間なく繋ぐシームレスな改革です。

そして昨年は、さらに「公的審査会の権限強化」が各県で実行に移り、疑義のある施術所や施術者から直接、事情を徴する不正排除のための体制も稼働し始めました。

その根底には、柔道整復が「利他」の上に成り立つことを忘れ、ビジネス界の収益第一主義に引きずられて私欲に走る輩や、その背後で不正を増長させるような悪徳業者等を整理するという目的があります。

さらに、保険者から委託を受けた民間会社が、患者の意志をまったく無視して通院抑制につなげてしまう行き過ぎた調査を防ぐ効果もあり、最終的に一生懸命働いている者が頑張れば報われる業界を構築して、地域住民が安心して柔整の施術を利用できるようにするためのものです。

こうした改革が着実に進んでいる事実や時代輪廻の30年周期からも、今まさに低迷の時代が終わり、輝く新たな時代を迎えようとしていることが裏付けられています。

しかし、この重要な節目にあっても、まだ目の前のことだけを見る近視眼的な思考から、自らは動かない人達があります。それは、濃霧の中を進むことができずに立ち止まることと似ています。そこには、見えないこと、判らないことへの恐怖があるのだと思います。そして、その恐怖を煽って利用し、実しやかに「足元をよく見ることが重要」等と慎重さを過大に表現してみせるレトリックを使う輩もいますが、それらは自らは何もせずに現状利益を確保するために“動かないこと”への言い訳でしかありません。

5年後、10年後という遙か未来に向けた確かなビジョンを持つことで、長期的に進めるべき施策の方向性と手順を見極め、これから起こるであろうことを予測することで「時代」の動く“30年周期”を踏まえた戦略が練れるのです。前へ進みながらでも、常に足下の現状把握のための情報収集や状況判断をし、慎重かつ着実に施策を進めることは当然のことです。慎重さは動かないこととはまったく別のものです。

とはいえ、組み立てた戦略がすべて当たる訳ではないでしょう。それ故に、闇雲に進むことが良いということでもありません。しかし、“先を見ようとする姿勢”が「予測」を「実態」に近づけ、判断力をつけることに繋がると私は確信しています。

動きの速い現代では、実際には1年先を見定めることでさえもかなり厳しいのが現状です。だからこそ、何もせずに現状のまま立ち止まれば、取り返しのつかないほど後手に回るのも事実です。

もしも、実現したい「夢」や実現させなければならない「課題」があるのなら、障害となっているものは何か、どうすればそれらを取り除けるのかを少しでも早く見つける必要があります。動かないという選択肢に逃げ込むのではなく、打開するための方法を常に考え続けて試行錯誤し、攻め続ける以外に先を見通す方法はあります。

繰り返しますが、約30年前に柔整業界に「個人契約」という新たな濁流が発生し、約20年前に柔

整養成校に「新設校解禁」という渦が加わりました。その頃、多くの柔整師は、そうした規制緩和策が業界を新たな輝ける時代に導くとは思えなかった筈です。むしろ不安だった。だから動かなかった。

そして、「何とかなる、誰かがやる」という自らは何もしない人任せ主義的思考に囚われ、自ら思い描いた理想の実現に向けた動きをとる者が少なかったのは事実です。

その結果、現在の業界がこれほどまでに厳しい状況となり、時が進むほどに悪化する業界の惨状を、今こそ、何としても変えなければならないのです。

最初はデータも協力者も、何もないところから始めた現在の改革ですが、業界内外に理想を共有してくれる多くの協力者を得て、絶対に困難だと信じられていた受領委任の「制度改革（協定の見直し）」、次世代を生み出す「教育改革」をもついに実現することができたのです。そして、改革は既に決定から実行へと移り、更に次のステップへと進めなければなりません。

最後に残された「電子請求」は、柔整業界にとって、国民皆保険制度の仕組みの中に残れるか否かを分ける天下の境界となる極めて重要なものであることは他の医療行政の動きからも間違いありません。それは我々にとって、行く手を阻む巨大な壁のように相当に困難な道であることも確かです。

しかし、足をしっかりと踏ん張って遙か未来を見据え、柔整業界全体を俯瞰して見たなら、それさえも分岐点の一つでしかないことに気付きます。本当に重要なのは、そこから先の時代に、この国に住む人達が怪我や痛みから救われたいと念じた時に、柔道整復師がそのすぐ傍に寄り添い、心の底から信じて貫える存在となることなのです。

最後に、今年が患者さん、柔整業界にとって良い年となりますことを祈念し、重ねて会員の皆様のご健康ご多幸をお祈りしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

透かし文字に込めた想い

今回の透かし文字には、「うんがいそうてん雲外蒼天」の文字を選びました。大きな障害を意味する「雲」から出れば、明るく暖かな「蒼空」が広がるという意味で、業界の困難な状況を今こそ業界が一致団結して克服することで、明るい未来へ繋げたいとの思いを込めました。

年頭所感



自由民主党総裁 内閣総理大臣 安倍晋三

新年あけましておめでとうございます。

いよいよ、東京オリンピック・パラリンピックの年が幕を開けました。

1964年、10歳の時に見た東京五輪は、今も、私の臉に焼き付いています。身体の大きな外国選手たちに全く引けをとらない日本人選手の活躍は、子どもたちに、未来への希望を与えてくれました。

「人間、夢があるからこそ成長できる。
いつの時代も『夢見る力』が大切なんです。」

東京五輪、重量挙げ金メダリスト、三宅義信選手の言葉です。

半世紀を経て日本に再びやってくるオリンピック・パラリンピックも、子どもたちが未来に向かって、夢を見ることができる。わくわくするような、すばらしい大会にしたいと考えています。

昨年、ほぼ200年ぶりの皇位継承が行われ、令和の新しい時代がスタートしました。オリンピック・パラリンピックを経て、5年後には、大阪・関西万博。

未来への躍動感があふれている今こそ、新しい時代に向けた国づくりを力強く進める時です。

3歳から5歳まで、全ての子どもたちの幼児教

育が無償化されました。この春からは、真に必要な子どもたちの高等教育の無償化が始まります。未来を担う子どもたちの未来に、大胆に投資していきます。

人生100年時代の到来は、大きなチャンスです。働き方改革を進め、女性も男性も、若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、誰もが活躍できる一億総活躍社会をつくりあげていく。

全ての世代が安心できる社会保障制度へと改革を進め、最大の課題である少子高齢化に真正面から挑戦していきます。

我が国の美しい海、領土、領空は、しっかりと守り抜いていく。従来の発想に捉われることなく、安全保障政策の不断の見直しを進めます。激動する国際情勢の荒波に立ち向かい、地球儀を俯瞰しながら、新しい日本外交の地平を切り拓いてまいります。

未来をしっかりと見据えながら、この国のかたちに関わる大きな改革を進めていく。その先にあるのが、憲法改正です。令和2年の年頭にあたり、新しい時代の国づくりへの決意を新たにしています。

安倍内閣に対する国民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。本年が、皆様一人ひとりとって、実り多き、素晴らしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

年頭所感



厚生労働大臣 加藤勝信

はじめに

令和2年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

厚生労働大臣就任から約4ヶ月が経過しました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

災害への対応等

昨年は、台風や記録的な大雨による甚大な被害が全国各地で発生しました。改めまして亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。被災された方々が一日も早く安心・安全な生活を取り戻せるよう、スピード感をもって対策を講じるとともに、相次ぐ自然災害から国民生活を守れるよう、医療・福祉・水道施設等の強靱化に取り組めます。

戦没者遺骨収集事業を巡る問題等

援護施策において、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかったことや、公的統計を巡る不適切な取扱いなど、行政に対する信頼を損なう事案が生じたことに対し、改めてお詫び申し上げ

げます。深い反省と、二度と繰り返さないという強い信念の下、厚生労働省のガバナンス強化や業務改革等に全力で取り組みます。

全世代型社会保障への改革

昨年9月に、安倍総理を議長とする「全世代型社会保障検討会議」が設置され、年末に中間報告を取りまとめました。まずは、この中間報告を基に、次期通常国会に高齢者雇用や年金の関連法案の提出を目指すとともに、医療についても、関係審議会での議論を本格化し、今夏の最終報告に向け、検討を進めます。

多様な就労・社会参加の促進

少子高齢化が進む中で、多様化する就業ニーズに対応したセーフティネットの整備や、高齢者の就業機会の確保などを図るため、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。また、高齢者が安心して安全に働けるよう、増加する転倒災害の防止等の労働安全衛生対策にも取り組みます。

いわゆる就職氷河期世代の方々に対しては、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことで、働くことや社会参加を支援します。

年金制度改革

年金制度については、老後生活の基本を支える公的年金の安定的運営と充実に努めるとともに、老後生活の多様なニーズに対応する私的年金の普及・促進を図ってきましたが、働く意欲の高い高齢者が増えるなど、社会・経済の変化に対応した制度を構築する必要があります。昨年の財政検証結果を踏まえ、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、年金受給開始時期の選択肢の拡大等を図るとともに、確定拠出年金の加入可能要件を見直すなど、長期化する高齢期の経済基盤の充実に図るための改正法案の提出を目指します。

地域共生社会の実現に向けた 社会福祉制度・介護保険制度改革

人口減少、地域社会の変容が進む中で、地域とのつながりを失い孤立したり、一つの家庭の中で複合的な課題を抱えるケースが生じています。こうしたケースに対応するため、包括的な支援体制の構築や社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設等を通じて、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

また、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度を基盤とした地域共生社会を実現するため、介護予防・地域づくりと認知症施策の推進や、地域特性等に応じた介護基盤整備、生

産性向上等の取組を進めます。

こうした取組を推進するため、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。

地域医療体制の整備等

医療分野では、2025年の地域の医療ニーズを把握し、病床機能の最適化を目指す「地域医療構想」、医療現場で常態化している長時間労働を是正する「医師の働き方改革」、医師の最適な配置により地域間、診療科間の医師偏在解消を目指す「医師偏在対策」を一体的に進めていきます。また、健康寿命の延伸を図るため、ナッジ理論などの行動経済学の知見も活用し、予防・健康づくりを推進します。

働き方改革の推進

本年4月から、大企業に同一労働同一賃金のルールが、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されます。制度改革に関する丁寧な周知に加え、生産性向上に取り組む中小企業に対する支援等により、円滑な施行に努めます。

経済の好循環の実現のためには賃金の引上げが重要です。中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するとともに、地域間格差にも配慮しながら、最低賃金がより早期に全国加重平均1000円となることを目指します。

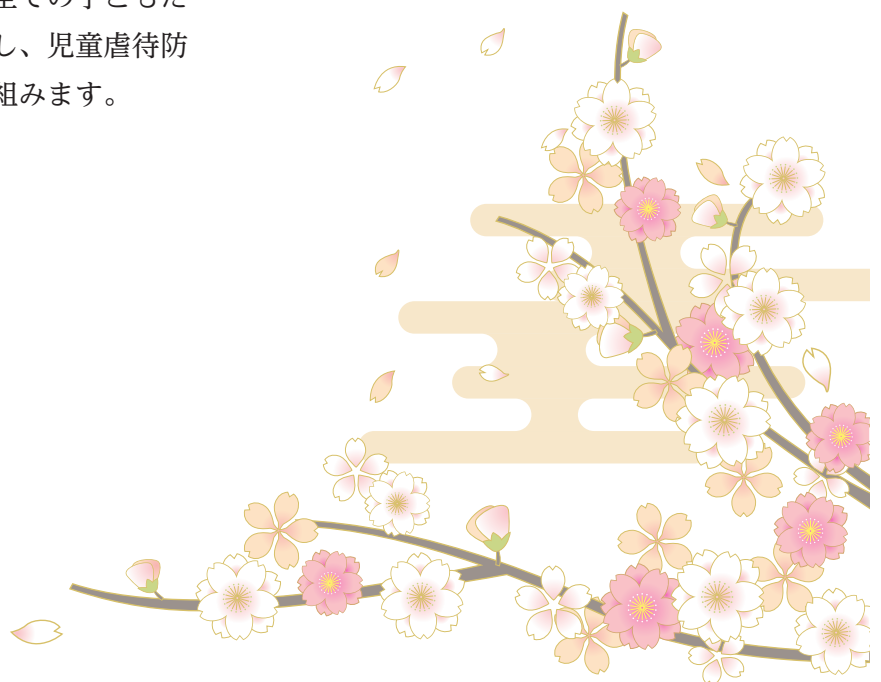
また、全ての方がその能力を存分に発揮できる社会の実現に向けて、リカレント教育を始めとした人材育成の強化、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援、ハラスメント対策の推進、柔軟な働き方がしやすい環境整備等に取り組みます。

子ども・子育て支援

待機児童の解消に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を整備し、保育人材の確保等を行います。また、関係省庁と連携し、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に努めるとともに、保育の質の確保にも一層取り組みます。さらに、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、児童虐待防止対策や子どもの貧困対策に取り組みます。

そのほか、社会経済の変化に対応しつつ、厚生労働省に対する要請に適時・的確に応えることができるよう、医薬品・医療機器施策、感染症対策、障害者福祉、社会福祉等、山積する課題に果敢に取り組んでまいります。

おわりに、本年が、国民の皆様お一人おひとりにとって、実り多き素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭に当たっての私の挨拶といたします。



年頭所感



日本医師会会長 **横倉義武**

明けましておめでとうございます。公益社団法人日本柔道整復師会の皆様におかれましては、令和初の新年を健やかに迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、参議院選挙の年でした。柔道整復師会の皆様大変お世話になりましたことを、改めて、御礼申し上げます。

平成の時代を振り返りますと、我々は戦争のない平和な時代を過ごすことができたことに感謝する一方で、阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震などの大地震、更には豪雨や超大型台風などの自然災害が相次ぎ、多くの国民が被災されたことを忘れるわけには参りません。

犠牲になられた方々のためにも、平成の教訓を令和の時代に生かすべく、日本医師会では、被災地に派遣する日本医師会災害医療チーム(JMAT)を立ち上げ、随時その機能強化を図りながら、日本柔道整復師会にも参画いただいております「被災者健康支援連絡協議会」参加団体の関係機関との連携強化に取り組んで参りました。

更に、これからの災害対策には、行政、介護、福祉などの幅広い「多職種連携」が必要になります。加えて、地域包括ケア、医療・介護連携を中心としたまちづくりと地域社会のつながりがその礎となるものと考えます。今後も、緊密な連携に向けた施策を強化しながら、引き続きこれらの取り組みの推進に全力を尽くして参りますので、何卒ご協力のほど、お願い申し上げます。

新たな時代に引き継がれた我が国の大きな特色に、人類史上かつてない超高齢社会の到来があります。人口の減少や過疎地域の拡大、所得や生活環境の格差など、複雑な環境変化が絡み合い、社会全体が模索を続ける中で、医療も適切な変容を遂げていかなければなりません。政府は人生百年時代に向けて全世代型社会保障への改革を進め、子どもからお年寄りまで、切れ目のない社会保障の構築を目指しておりますが、そのためには、現在の医療を分かりやすく国民に示し、納得の得られる給付と負担に関する国民的合意へと導いていく必要があります。

依然として日本人の死亡原因のトップを占めているがんですが、2006年に「がん対策基本法」が成立し、同法に基づく基本計画が策定、数次にわたり見直され、全国どこでも質の高いがん医療を提供できるよう、がん診療連携拠点病院の整備や多職種連携等が進められてきました。これにより、がんの一人当たりの医療費は、特に後期高齢者において2000年当時より低下しており、対策法の制定による適切な整備の重要性が明らかになりました。

また、65歳以降の傷病別罹患数を見ても、がんよりも脳血管疾患や高血圧性疾患、心疾患といった循環器系疾患が多くなっております。この対策として、一昨年末には「成育基本法」とともに、「脳卒中・循環器病対策基本法」も成立しました。本法の目的は、循環器病の予防推進や迅速

かつ適切な治療体制の整備を進めることで、健康寿命の延伸と医療・介護の負担軽減を目指すことにあります。

現在、介護保険で要介護5と認定される要因の30%は脳卒中後遺症と言われています。脳卒中は発症から4時間以内に抗凝固療法を行えば、後遺症の発症を軽減することができますので、早期に対応できる連携システムを整えることができれば、後遺症による長期療養者を減少させることも可能となります。基本計画の策定に向けて、これから具体的に動き出しますが、全国各地で推進していく必要があると思っております。

医療は従来、診断・治療に重点を置いてきましたが、今後は予防・教育や再発重症化予防、見守り、看取りにおいても重要な役割を果たしていかなければなりません。

さて、私は昨年10月、ジョージアで開催された世界医師会（WMA）トビリシ総会において、前会長を退任し、3年間にわたるWMAでの会長職を無事終えることができました。その任期を全うできましたのも、皆様方の温かいご理解と力強い支えによるものであり、厚く御礼申し上げます。

在任中は、日本の優れた医療システムを世界に発信し、世界中の人々の健康水準向上に寄与すべくユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進に努め、WHOとの覚書の締結、「Health Professional Meeting 2019」の開催、国連総会NCDs、UHCに関するハイレベル会合、G20岡

山保健大臣会合への出席等、WMAを代表した活動を行って参りました。

11月にはワーク・ライフ・バランスをテーマに国際会議を開催し、医師の燃え尽き症候群やWell-beingなどが各国共有の課題として認識されました。ここで得られた知見が今後の働き方改革の議論に資することが期待されます。WMA会長としての役割は終えましたが、これからも日本の経験を通じた医療の国際貢献に取り組んで参りたいと考えております。

昨年9月には、ラグビーワールドカップ2019が我が国で初めて開催され、日本列島が熱狂と感動の渦に包み込まれました。「ONE TEAM」というこの競技の熱いコンセプトが、多くの国民の心を鷲掴みにしたことに、ラグビーの経験者の一人として万感胸に迫る思いを致しています。

そして、今年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックを迎えますが、東京を始め開催地の多くの皆様を中心に、医療界がスクラムを組んで、大会の成功に貢献して参る所存でおりますので、引き続きのご支援・ご協力の程、お願い申し上げます。

令和の時代も人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指して参りますことをお伝えし、年頭のごあいさつとさせていただきます。本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

柔道整復術公認100周年記念 新春トップ鼎談



公益社団法人全国柔道整復学校協会
会長

谷口和彦氏

たにくち かずひこ
学校法人明治東洋医学院理事長



公益社団法人日本柔道整復師会
会長

工藤鉄男氏



公益財団法人柔道整復研修試験財団
代表理事

福島統氏

ふくしま おさむ
医学博士
東京慈恵会医科大学教授
東京慈恵会医科大学教育センター長

接骨術が柔道整復術として公認され今年で100年の歴史が刻まれる。これからの100年、我々にはどのような役割が求められ、何を為すべきか。節目の新年にふさわしく、公益財団法人柔道整復研修試験財団代表理事の福島統氏、公益社団法人全国柔道整復学校協会会長の谷口和彦氏をお招きし、日整の工藤鉄男会長とともに新しい時代の柔道整復師のあり方や業界展望について語り合った。

(聞き手 渉外部長 富永敬二)

改正カリキュラムに 込められた狙いを読みとる

富永部長：今年、柔道整復術公認100周年を迎えます。そこで「これからの100年に向かった業界展望」というテーマでご意見を賜りたく思います。

工藤会長（以下、工藤）：業界におけるこれからの100年を展望するには、内部だけでなく我々とともに柔道整復師業界を支えてくださっている試験財団の福島代表理事、学校協会の谷口和彦会長をお招きして、忌憚のないご意見を伺うことが望ましいと考え、このような席を設けました。

わが業界は今、様々な問題を抱えていると認識しています。保険の取り扱いや技術的な問題。また社会保障が変化していくなかで、柔道整復師の位置付けも捉え直す時期ではないか、という思いもあります。この対談を通じて、養成教育および国家試験の今後のあり

方という観点から、国民に必要とされる柔道整復師像の明確な方向性が示されるのではないかと期待しております。

平成30年度から実施された柔道整復学校養成施設（養成校）のカリキュラム改正には、このテーマを考える上でのヒントが隠されていると聞きました。

まずは国が設置した「柔道整復師学校養成施設

カリキュラム等改善検討会」に委員としてかわられた福島代表理事に、改めて改正内容についてご解説いただきたく思います。

福島代表理事（以下、福島）：この検討会では、日本医師会や日整、学校協会、試験財団など様々な分野の人々が委員となり柔道整復師の養成校のカリキュラムを検討しました。こうした会議は12～3年ぶりではないかと思えます。

カリキュラムを考えると、ここで学んだ柔道整復師が社会に出て働く際にどのような役割を担うのか、ひいては、これからの社会に求められる柔道整復師像は何か、をも視野に入れて検討するという事です。その意味では、とても重要な会議でした。

工藤：その報告書で、新たなカリキュラムの導入が提案されました。

福島：報告書には、新たに追加すべきカリキュラムとして11項目が掲載されました。これらをよく読むと、どのような狙いがあるのかが浮かび上がってきます。

たとえば「外傷の保存療法」や「柔道整復術適応の臨床的判断（医用画像の理解も含む）」は柔道整復理論で教えることになっていますが、「柔道整復術の適応」は整形外科で教えます。これら3項目からは、柔道整復師が扱う外傷と、

整形外科の医師が扱う外傷を切り分け、それぞれの領域でカリキュラムを組みましょう、という意図が明確に見て取れます。

つまり、柔道整復師と整形外科の医師それぞれが、責任を持って担う医療の範囲が示されているわけです。この役割分担の明確化は、医療への保険適用を考える上でも非常に注目すべき点です。

三者の連携を強化し、
次代の柔道整復師を育成

地域包括ケアに関わる 改正ポイントとは

工藤：その他に、注目すべき項目はありましたか。

福島：「高齢者の生理学的特徴・変化」は生理学およびリハビリテーション医学で教える一方、「高齢者の外傷予防」は柔道整復理論で教えるとされています。これらの項目からは、柔道整復師には運動器の外傷の保存治療の専門家として、高齢者の生活の質の保全、すなわち生活支援の役割を担ってもらいたい、と要請されているようにも読み取れるのです。

令和2年4月からは、OT（作業療法士）とPT（理学療法士）の養成カリキュラムも改正されますが、「高齢者の外傷予防」は追加されませんでした。外傷の基礎知識を持っている柔道整復師だから外傷予防も含まれる、OTやPTとは違うとはっきり示されたわけです。

しかも、高齢者の外傷予防と明示されたのはいいことです。高齢者は運動機能が落ちると、活動範囲が狭まり、生活の質が落ちてしまう。外出ができなくなり、人とも会いに行かなくなります。柔道整復師は、接骨院・整骨院の開業権があり、地域の人々とより密接な関係を築きやすいという利点もあります。そうした点も踏まえて、国は柔道整復師なら地域において高齢者の生活支援に十分貢献してくれると期待しており、カリキュラムにかなり明確に「高齢者の外傷予防」を加えたのだと考えられるのです。

このように、今回のカリキュラム改正の中身をよく読み解くと、国が求めている柔道整復師像というものを感じ取ることができます。

工藤：柔道整復師の将来像を考えると、「地域包括ケアシステム」にどう関わっていくかは重要な観点だと思うのですが、「高齢者の外傷予防」が追加されたのは、そのシステムの構築の上でも、非常に有益だと思います。

福島：地域包括ケアの議論の中で、「高齢者の外傷予防」という領域は柔道整復師の役割の一つではないか、という提案がまずありました。次に、では柔道整復師は地域住民に対して何ができるのか、そのために必要な基礎学力は何か、という流れで検討が進んだ末、「高齢者の外傷予防」を追加することで意見がまとまりました。

国民に喜んでいただける「高齢者の外傷予防」を実現するためには、日整と学校協会が同じ目線で議論を行い、提携関係を強化する必要があると私は思います。

教育現場においても カリキュラム理解を進めたい

工藤：今回の改正を受けて、教育現場ではどのように対応を進めているのでしょうか。

谷口会長(以下、谷口)：実は当初、学校協会としてはそれらの意図を意識した議論として参加できていませんでした。今、改めて福島代表理事のお話を伺い、改正カリキュラムに込められた狙いを理解した上で、それを今後の教育にどう活かすべきか検討する必要があると考えています。

「教育の質を上げる」とよく言われますが、「何をすれば質が上がるのか」根拠を持って行うことが必要だと思います。時間数や単位数もそうですが、何よりも本質を見据え、次回のカリキュラム改正に向け対応したい所存です。

そして、「連携」と簡単に言葉にはできますが、これまでは本当の意味で、厚生労働省や試験財団と連携を図れていなかったのではと気付かされる、いい機会となりました。

工藤：改正に伴う教育現場の混乱などはありましたか。

谷口：当初はありました。先ほど申し上げたように、出てきた情報の読み込みが十分ではなく、時間数を増やすには、既存のカリキュラムに追加す

るだけのようなシラバスになっていました。例えば、生理学そのものを見直すのではなく、「生理学にこれを追加しましょう」と、方針を変えず材料を付け加えるだけになってしまったのです。

そういう意味でも、カリキュラム改変の本質をどれだけの学校が本当に理解し、教育しているかという、疑問が残ることが多いと思います。

学校協会では、これまで各会員校に対し、改正への対応を進める際に生じた問題点等について調査してまいりました。今後は、これら課題を整理・分析し、解決策について検討を進めることとしています。

工藤：谷口会長とお会いした時はよく、教育は「人づくり」だ、というお話をします。教育あつての人づくり、人づくりあつての柔道整復師。柔道整復師である前に1人の人間である、というのが私の考えです。日ごろから、人づくりのための教育をしっかりと担っていただき、谷口会長をはじめとする学校協会には感謝しております。

かつて養成校での教育は2年制が主流でした。当時私は「柔道整復師の勉強は2年あれば十分。3年は必要ない」と言われたことすらあります。

今回のカリキュラム改正に伴い、卒業に必要な総単位数が85から99に、履修時間も1530時間から2750時間以上に増え、3年間ですべてを教えるのは難しくなっているのではと推察します。個人的な意見として、3年制で時間が足りなければ、1年増やして4年制に転換することも検討の価値はあると思います。また、3年制を維持するとともに、その後の1年を使って卒業研修を十分に行うことも考えられます。養成校の皆様には、新カリキュラムに合わせて柔軟に対応していただければと思います。

国家試験は2段階で カリキュラムに従い変更

谷口：カリキュラムの改正に伴い、国家試験の見直し作業も進められていますね。

福島：新しいカリキュラムに完全に対応した国家試験は、2022年3月から導入の予定です。養成校の中には4年制の学校もあるため、新カリキュラム導入初年度の平成30年度に、4年制の養成校に入学した人の卒業時期に合わせました。今は、試験の改善と出題基準の作り直し作業が大詰めを迎えている段階です。

ただし、改正された部分が多いため、国家試験の変更は2段階で実施することとしました。来年3月の国家試験は、1段階目の変更後の最初の試験となります。

工藤：どういった変更がなされるのでしょうか。

福島：来年は必修問題を30問から50問に増やします。必修問題では「柔道整復施術の基礎」や「保険診療に関する知識」、「関連法規に関する知識」から出題します。これにより、試験問題数は従来より20問増の250問となります。

出題内容ですが、従来の国試では柔道整復領域の科目から出題されている問題数は全230問中59問と、全体の約4分の1にとどまっていました。この比率は柔道整復師の国試であるにもかかわらず少なすぎないか、と以前から疑問に思っていました。

今回のカリキュラム改正で、卒業に必要な総単位数のうち、柔道整復理論の単位数が占める割合は48.5%となっています。今後は出題数も、柔道整復領域からの割合をできるだけそれに近づけていくことが必要ではないかと考えます。

谷口：教育内容については、各校にある程度委ねられていますが、基本的には国家試験の出題基準に沿って進められますし、学校協会においても、これに準拠して教科書を作成しています。設問数



谷
□

「新カリキュラムの本質を 理解した教育が必要」

が増えたことや、どの領域からどのような問題が出題されるかなど、我々も非常に注目しています。

工藤：地域包括ケアシステムに関わる設問も盛り込まれていくのでしょうか。

福島：2022年の国家試験には「高齢者の外傷予防」を出題基準に盛り込んでいる他、出題基準には機能訓練とともに生活支援に関する内容も加えています。リハビリテーションの理論を柔道整復理論を通じて学ぶ、という形の出題基準を作っています。

工藤：国家試験の改革は、これで一段落ついたと言えそうでしょうか。

福島：国家試験のあり方は、今まであまり議論されてこなかったように思います。カリキュラム改正のお陰もあって、ようやく議論が活性化したのではないのでしょうか。

カリキュラムは改正されましたが、そこに込められた狙いが学校教育へ完全に浸透するまでには多少時間がかかると見えています。新たに教育すべき領域も増えましたので、それらに対する各校の対応状況は、もう少し時間を置かないと明確に見えてこないとも思います。それに整形外科の教育



工
藤

「超音波観察装置の導入は 社会ニーズにも合致する」

領域が非常に増えたので、それに対して各学校がどこまで対応できているのかなど、時間をかけて見ていくべき部分もあります。

そういう意味で、国家試験の改善は継続的に、かつ学校教育の進行度とともに行われるべきではないのでしょうか。

2022年3月の国家試験の改革で、新カリキュラムへの対応は一段落しますが、試験財団としては、柔道整復師国家試験改善検討委員会を常設の委員会にして、今後も国家試験のあり方を必要に応じて検討、改善していく取り組みを継続したいと考えています。

超音波観察教育は 今後の教育の大きな柱に

工藤：検討会の報告書では、超音波画像観察装置を活用することの有用性について指摘されていました。我々としてもこの装置を使用できることは、



福島

「国家試験の改正は 教育とともに行われるべき」

社会ニーズに応える上でも大変有益だと思います。ただ心構えだけでは扱うことはできません。現在は設置基準とされていないこの装置について、教育環境は今、どのようになっているのでしょうか。

谷口：今回のカリキュラム改正では「備えるべき備品」として定められませんでしたでしたが、各校とも当然、これを整備すべきだと認識しているはずで。私は今回、追加されなかった理由の一つに「何のために使うのか」が、問題になったのではと思っています。あくまで推測ですが、医師にとって、我々柔道整復師が超音波画像を使用することに対し、「診断の根拠にする」ことを危惧されたのだと思います。このことから、単に装置が不要というわけではなく、使用方法を学ばせること以上に使用する意義を理解させるための教育に取り組む必要があると、強く感じているところです。

工藤：谷口会長のご懸念は、私も十分理解します。超音波画像観察装置の使用は適切に行うよう、各会員に周知徹底する必要があります。

ただ現在、我々の現場において足りないものの一つに、「見るための道具」があると思うのです。柔道整復師が高齢者を含む患者さんに対応する際



渉外部長 富永敬二

に、医師との連携はどうしても不可欠です。骨折している患者さんがいたなら我々がこの装置で患部の画像を撮影し、それを医師が見て診断するという流れが実現すれば、医師との連携がスムーズに図れ、国民によりいっそう貢献できるのではないかと考えます。

福島：報告書では、「超音波画像観察装置を活用することは有用」との意見を紹介する一方で、「整備状況を考慮すると、備えるべき備品に加えるには時期尚早」とも記しています。ただし、これは備品として認めないと言っているのではなく、まだ普及が進んでいないので国が基準を定めるところまではいっていない、と指摘しているに過ぎないのです。つまり、状況が整いさえすれば、十分検討する余地があるということです。

厚生労働省側は先の検討会で、5年ごとにカリキュラムを見直す方針を示していますので、次回の改定の検討はそれほど先の話ではありません。その際に、「備えるべき備品の一つ」として認められる可能性もあります。次回のカリキュラム検討までに、学校協会はこの装置に関する授業の実績を積み重ねるとともに、日整は会員における装

置の普及率をさらに向上させ、日本柔道整復接骨医学会も柔道整復施術における超音波画像の重要性を確立し、この装置が備品として認められる可能性を高められるように、関係団体がお互いに協力し合うことが必要ではないかと思えます。

工藤：おっしゃる通りです。我々が今年から始めた「匠の技 伝承」プロジェクトでも、熟練者の技術伝承とともに超音波画像観察装置も、装置の取り扱いに慣れた講師がマンツーマンで撮影方法や画像の見方を指導しています。このプロジェクトは非常に好評で、今年度はほぼ東京での実施でしたが、来年度からは各ブロックごとに開催しようと計画中です。

福島：柔道整復師業界側が状況をしっかり整えれば、超音波画像観察装置の使用について医師会が反対することはないと考えます。骨折や脱臼治療の他、軟部組織の炎症の治療でもこの装置は非常に役に立ちます。軟部組織損傷の経過観察に関して極めて強力な武器であることは事実です。

谷口：私も超音波画像観察装置に関する授業の実績を積み重ねることが、学校協会に課せられた宿題だと認識しています。今後、普及啓発に一層努力していきたいと考えています。

三者のより強い連携が これからの業界をつくる

工藤：学校協会では、各校で行われる教育の質の維持・向上のための活動にも取り組んでおいでですね。

谷口：はい。来年から始まるOTとPTの新カリキュラムでは分野別第三者評価受審が義務化されます。柔道整復分野においても次回カリキュラム改正時にそうなる可能性が十分あることを見越し、まず我々学校協会と試験財団とで協議し、「学校評価は学校を運営する立場から行うことが望ましい」と、これまでNPO法人私立専門学校等評価

研究機構が文部科学省から委託を受け実施してきた学校の評価に関する事業を、学校協会主体で進めていくことになりました。もともと、学校協会の設置目的は柔道整復師の学校や養成施設の教育水準の向上、運営改善、生徒の修学意欲や資質の向上を図ることですので、今回新たに評価事業に取り組むことはある種必然と言えるかもしれません。今回、学校協会としてそれを牽引することは、大きな意義があることだと思っています。

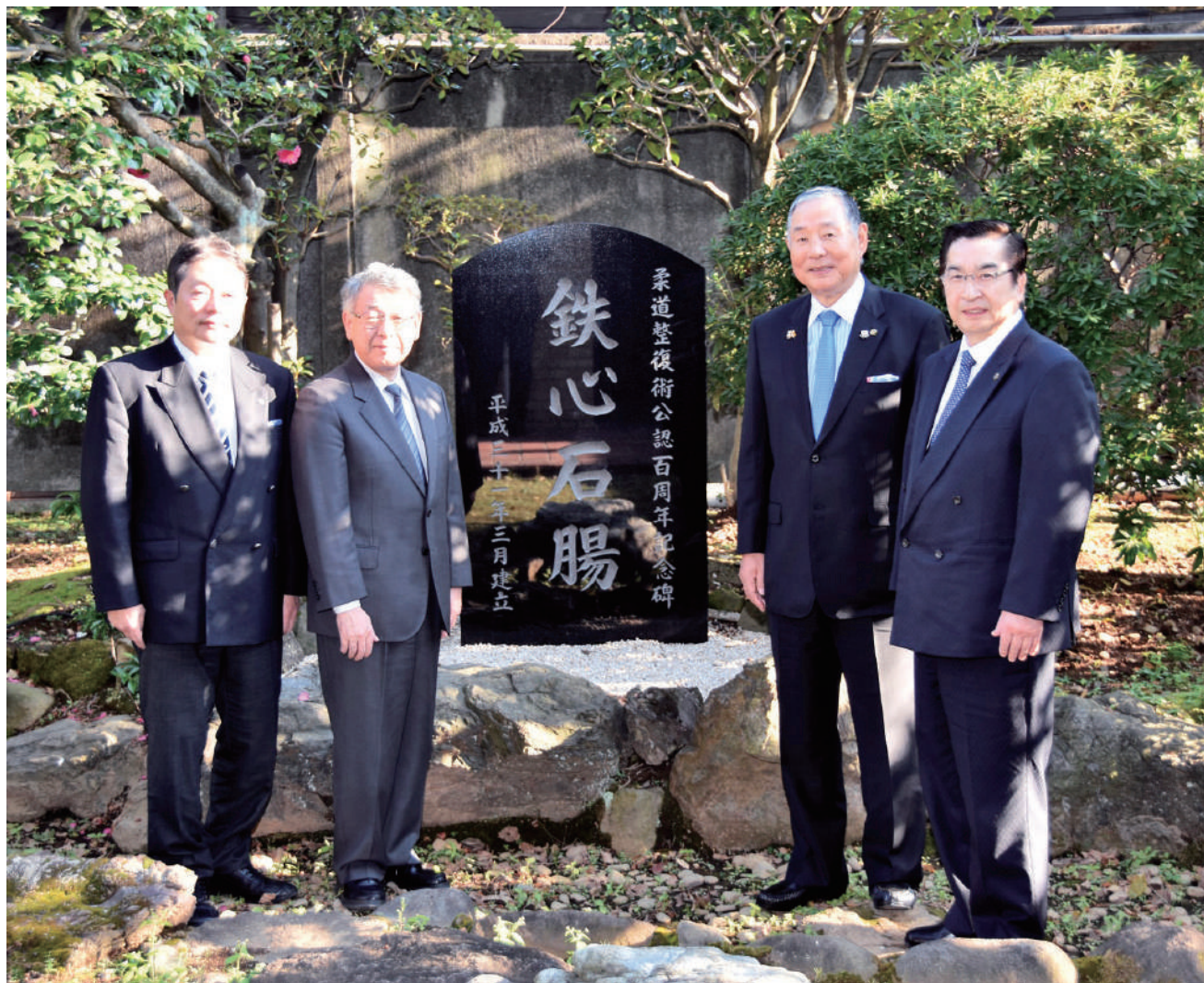
工藤：今、学校協会と日整では懇談会を開いています。これから先の100年を考えた時、国民に求められる柔道整復師像を具現化するためには、学校協会と業界がしっかりとタッグを組んで取り組む必要があります。また、次回のカリキュラム改正に備えて、試験財団を含めた三者のさらなる連携強化も図らねばならないと思います。

谷口：以前工藤会長に、今後、学校教育に盛り込むべきテーマを教えていただけないかとお願いしたことがあります。なぜならそれこそが、学ぶべきトレンドだからです。

学校協会では今、教育改革を進めようとしています。その中の一つに、施術の動きを立体的に捉えられる教材を用いた指導方法の確立を目指しています。そのための各種データの提供や、例えば、超音波画像観察装置の教育のため、柔道整復師の皆様が撮影された画像等をご提供下されれば、教材や教科書に反映させることができ、更なる教育の充実にもつながります。今後、後進育成のための連携についてもご検討いただきたいですね。

福島：今回の改定によって、新カリキュラムに「臨床実習」が盛り込まれ、卒業前の臨床実習を学外の施術所でも行えるようになりました。これはいいチャンスです。日整会員による実習受け入れなどの取り組みを通じて、学校協会と日整との連携をより強固にできると考えられます。

将来的には、両者が協力して卒前・卒後の臨床実習を指導するような仕組みを共同で作りに上げることも可能な環境が整ったのではないのでしょうか。また連携が強まれば、養成校を卒業後、日整に加



100周年記念に建立された「鉄心石腸」の石碑の前で

入る動きが加速する可能性もあります。日整と学校協会には、ぜひこうした取り組みを検討していただきたいですね。

工藤：先ほど教育は人づくりだとお話しましたが、養成校での教育は、今後の柔道整復師業界を支える人の養成であり、極めて重要です。今後、養成校での教育の向上に役立つ情報提供などを通じて、学校協会との連携をさらに強化したいと思います。

本日のこの席で、三者の関係をさらに深め、柔道整復師をさらに国民の健康保持に貢献できる存在に育てていくことで方向性が一致した思いを持ちました。これからも互いに協力し、意見交換を行い、さらに良い業界にしていきたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

※18ページからの合同部会「福島代表理事特別講演」も併せてお読みください。

◆ 日整合同部会開催 ◆

柔整の将来像を捉えた特別講演 関連団体連携の重要性を認識

昨年12月8日、日整役員・部員・特別諮問委員・職員・東京都柔道整復師会関係者による合同部会および懇親会が開催された。

当日は、日本柔整会館において各部ごとの会議が行われた。その後、上野精養軒2階「藤の間」に会場を移し、特別講演と懇親会の席となった。

冒頭に工藤鉄男会長が挨拶に立った。同会に先立ち柔整会館では、工藤会長と(公財)柔道整復研修試験財団代表理事・福島統氏、(公社)全国柔道整復学校協会会長・谷口和彦氏の三者による会談が開催され(10ページ「新春トップ鼎談」掲載)、そのことに触れて「平成の大改革の実施に対してそれぞれの立場から、今後の取り組み、業界の進むべき方向性について話し合った。全国の社団や会員一人ひとりが幸せにならなくては、日整の発展はない。来年は皆で一丸となってビューティフルハーモニーのより良い年となるように実りのある状況を作っていこう」と述べた。

特別講演には試験財団の福島代表理事が登壇、『柔道整復師を取り巻く環境－財団の立場から』というテーマで近年の状況を語った。東京慈恵会医科大学教授、同大学教育センター長、日本医学教育学会や医学教育振興財団の重役などを務める福島氏の講演は、多角的な視野による、非常に貴重なものとなった(右コラム参照)。

その後の懇親会では、各部の部長・担当理事・監事・部員が登壇し、各部会の報告が行われた。

福島代表理事特別講演 存在感を発揮するための 教育改革には何が必要か

この国の医療費と保険制度

平成27年の国民医療費は約42兆円かかっている。医療費はこの先も減ることはなく、日本の健康保険制度は、限界に来ている。多くの国民は、「国民皆保険」である我が国の健康保険制度を喜ばしいことと思いき、この制度を守りたいと思っているだろう。しかし「不正請求」という行為は国民にどのように受け止められるだろうか。この制度を守ることができるのは患者ではなく保険を使う医療者だ。

医師の働き方改革

働き方改革で医師は「高度プロフェッショナル制度」の対象となる業務に指定されなかった。約3割の医師が年間1860時間以上の残業をしていると言われている。それを960時間にすれば、多くの患者が死ぬことになる。厚労省は昨年、今後5年間をかけて医師の残業時間を1860時間までに抑えるという目標を



立てているが、達成できない可能性もある。医師の仕事を軽減させなければならない。

現在の法律で柔道整復師は運動器外傷の非観血的施術を行う職種と定義付けられている。柔道整復師が非観血的施術をすれば、医者はもっと専門業務に集中でき、残業時間は減り、患者の安全にもつながるだろう。医師不足に貢献できるだけでなく、医療費の軽減にもなるだろう。

平成30年度からの新カリキュラム

こうした多職種連携において柔道整復師の役割を十分に発揮するために、養成施設で超音波画像観察装置に関する教育を行うことは有用だ。

養成校での学習実績、整骨・接骨院での超音波画像観察装置の普及率の底上げなど、関係団体がお互いに協力する必要がある。

追加カリキュラムで言及された「高齢者の外傷予防」は、外傷のプロであり開業権を持つ柔道整復師が、地域の人々とより密接な関係を構築し、高齢者の生活支援に十分貢献してくれると期待されているのではないかと推測した。今後、地域包括ケアシステムにどのように関わるか、日整と関係団体が提携関係を強化する必要があると思う。

なお新カリキュラムに対応した出題基準での国家試験は2020年と2022年の2回に分けて段階的な変更を経て実施される。問題は柔道整復領域が増える傾向だ

(詳細は「新春トップ鼎談」参照)。



福島統代表理事

実務経験は質の保証を

受領委任払いの資格を得るには、実務経験3年間と16時間の施術管理者研修の修了が義務付けられた。実務経験が正しい卒業トレーニングになる必要があると同時に、質の高い柔道整復師が育つ場でなければならない。実務経験の質保証も重要だ。日整がこれを構築することを強く願っている。

学校協会と財団とで話し合い、今年度以降のNPO(専門学校等評価研究機構)が文科省から請け負う補助金事業は、学校協会が主体となっていくこととなった。学校教育の質保証は進めるべき政策である。

匠の技 伝承

プロジェクト

講座レポート

地方初の開催

昨年11月10日(日)、北海道柔道整復師会会館(札幌市)において、「匠の技伝承」プロジェクトの北海道講座が開催され、研鑽に励む道内各地の柔道整復師が一堂に会した。これまで東京で4回開催されてきた同プロジェクトだが、「ぜひ地方でも開催してほしい」との強い要望に応え、今回、北海道にて初の地方開催が実現した。

工藤鉄男会長による冒頭の挨拶

現在、無資格者による施術が横行するがために保険者等からは柔道整復師の施術を受けてはならないという、患者に誤認されかねない文書が出されることもあり、柔道整復術が途絶えてしまうのではないかと大変な危機感を持っている。



日整は「匠の技」を復活させ、確実な技術を持つ職能団体として新しい社会保障制度の一翼を担う人材を育成していく。それがこの荒れた業界をもう一度輝かせるための手段である。ここで学んだ技術を、指導者となり地域に広めていくのだという強い姿勢で受講していただきたい。

テーマ 鎖骨骨折の整復と固定法

講師

(公社)日本柔道整復師会副会長
 (公社)北海道柔道整復師会会長 萩原正和氏
 (公社)日本柔道整復師会学術教育部員
 佐藤和伸氏

講座要旨

萩原氏による講演と、佐藤氏による超音波観察装置の正しい使い方・肩関節周辺の観察が行われた。



萩原正和氏



整復実技の様子

実技

鎖骨骨折の整復・固定だけでなく、その前段階として、固定材料作成の実技も行われた。萩原氏は固定には綿棒、厚紙副子(小型・大型)、腋窩枕头、4裂晒包帯などを用いると教え、萩原家相伝の綿棒、小型副子、大型副子、腋窩枕头、4裂晒包帯など固定材料の作成方法を伝授した。さらにそれらを用い患者に配慮のある使用実技を行った。

受講者全員がしっかり講義に付いていけるよう、参加者のもとには熟練した指導者が付き、それぞれ固定材料の作成に取り組んだ。

その後、参加者は1グループ約10名ずつに分かれ、互いが施術者・助手・患者となり鎖骨骨折の整復・固定の実技を行った。実技での萩原氏の解説の一端を以下に紹介する。

整復は助手2名とともに座位にて行う。術者は両手を用いて遠位・近位骨折端をつかみ、遠位骨片をやや上方に押し上げるように圧迫、近位骨片はやや固定しながら下方へ圧迫して整復する。整復は腕を動かしたときの鎖骨の動き方を意識しながら行うことが重要となる。固定時は均等の圧力で圧迫し固定する。

小副子は必ず下巻きをしてから行う。大副子は肩のあたりまで覆わなければ固定力が弱くなる。上肢の動揺防止のためには患側上肢を側胸壁にしっかり固定するために晒包帯を使い固定から堤肘までを一連の流れで行う。巻き上げ後は上からホワイトテープで固定し、包帯同士のズレを防ぐ。

その後、細部のポイント部分についてさらに詳しく解説が行われた。



グループでの整復・固定実技の練習

肩関節周囲の解剖と鎖骨、肋骨骨折の超音波観察装置による観察

(協力：株式会社エス・エス・ビー)

佐藤氏は「超音波観察では、我々が普段から行っている問診・視診・触診が最も重要となる。身体の中の構造がわかっていないと、どこに超音波を当てるべきか判断できない。問診・視診・触診



佐藤和伸氏

で情報を得た上で正しい箇所超音波を当てて初めて観察ができる」と前置きし「超音波は組織の中の状態を直接評価できるため、より詳細な病態を把握することができる」と説明。画像解析のルールや超音波観察の特性などを多数の超音波画像を用いて具体的に解説した。

実技では1グループ約10名となり、肩関節から棘上筋腱、肩峰、鎖骨の順に描出を行った。佐藤氏は各グループを回りながら、「痩せた人の場合、プローブが密着しないことがあるのでゼリーを多めに使用する。またプローブを持つときには数本の指で皮膚に固定し、不安定にならないようにする」「肩峰下滑液包は滑液が溜まっているとよく見える。インピンジメント障害が起きているとPeribursal fatが肥厚していることがよくある」などの確かなアドバイスをを行った。



超音波観察装置を実際に使った学習

ラグビーワールドカップ 各地で支援活動を行う 貴重な学習の場

昨年9月～11月にかけて熱戦が繰り広げられたラグビーワールドカップ日本大会。各地の柔道整復師会で、選手の支援を行うボランティア活動が行われた。その模様を報告する。



ケアを行う会員たち

北海道柔道整復師会

実施日程 網走市／令和元年9月13、16日
札幌市／令和元年9月19日

フィジーチームのサポートに参加 日常ではできない体験と多くの学習

フィジーチーム代表より、網走市教育委員会を通じて合宿中の選手へのケアの依頼を受け、北海道網走市と札幌市のフィジーチーム宿泊先チームルームにて、コンディショニングサポートを実施した。

北海道柔道整復師会会員により、希望する選手に20分のコンディショニングを行った。各日の希望選手は13日8名、16日12名、19日14名。19日はほかにチーム関係者1名の参加希望もあった。

スタッフは網走市が網走ブロック会長の水谷隆人および村田則之、中西誠、山崎順造の各氏。札幌市が班長の西家洋昭および田口哲也、藤本彰、萩原知秋、瀧川千尋の各氏で、合計9人の参加。

参加チームの中でもサイズが大きい選手たちばかりで、体は脂質がなく筋繊維の塊だ。実質臓器

のようなその筋肉は、見た目にして弾力性があり、普段触れたことのない質感だった。反面、フォワードの選手は外側広筋、大腿筋膜張筋などに際立った硬さがあり、特性を知ることができた。意外にハムストリングスのタイトネスがある選手が多かったのも競技特徴かと感じた。また、チームに帯同する本国のトレーナーの手技もとても勉強となった。

緊張する会員の姿もあったが、マッサージなどのコンディショニングを受けることに慣れている選手が多く、終始リラックスモードで、施術するほうもリラックスして行うことができた。どの選手も非常にフランクで礼儀正しく、ケアが終わると必ず笑顔で挨拶をしてくれ、とても紳士的だった。

今後への反省点としては、英会話力の向上が挙げられる。片言でもやりとりは可能だが、しっかりとコミュニケーションがとれる英会話力の必要性を感じた。また、日整が監修した『柔道整復師のための外国人対応ハンドブック』（九段日本語学院発行）を持参したのがとても役立った。

（報告 北海道柔道整復師会会長 萩原正和）

山口県柔道整復師会

実施日程 令和元年9月12～21日

カナダ代表をケアサポート 選手と心通わせ、得難い経験に

大会事前に本会より、県ラグビーフットボール協会に救護活動等の参加依頼について書面を送付した。

その後、山口県がカナダ代表の事前キャンプ地に決まり、キャンプ地の長門市国際交流室よりコンディショニングサポートとしての依頼が本会にあった。

依頼を受け、7日間にかけて代表の宿泊先である長門市大谷山荘にて、17名の会員がケアサポートを行った。

ケアを行った選手は31名。ほとんど体幹と下肢を中心とした疲労や炎症等が主訴であり、柔整手技、ストレッチを1人30分ほどかけて行った。

選手たちの筋肉は驚くほど柔らかく、「これがワールドカップに出場する選手なのか」と感嘆した。今までにない経験をさせてもらったと思う。

片言の英会話でコミュニケーションを取りながらの施術だったが、ケア後には選手から手を合わ

せて「ありがとうございました」と丁寧な感謝の言葉もらった。気持ちよく施術を終えさせていただき、私も「こちらこそ」と頭の下がる思いだった。

残念ながらカナダチームの最終戦は台風の影響で中止となるなど、戦績はふるわなかった。しかし選手たちは台風後の釜石に残り、泥掃除などの片付けを手伝ってくれた。ボランティアの様子が見て、ラグビーファン、そしてカナダチームのファンが増えたのではないかと思う。

また平日の日程であるにもかかわらず、17名の会員が、忙しい仕事を休んでサポート活動に参加してくれた。参加会員には心より感謝している。現場に参加する中で、何より代えがたい学びがあった。これからを担う若い柔道整復師の皆さんにも、ぜひこのような体験をしてほしいと感じた。

2020東京オリパラでも、山口県では各種競技選手の事前キャンプが予定されている。今回の体験を活かして柔道整復師の周知や広報活動を進め、各種競技団体や行政とも連絡を図り、柔道整復師が活躍できる場を広げていきたい。

(報告 山口県柔道整復師会会長 藤本義秀)



大きく柔軟性のある筋肉に触れる、貴重な体験でもあった



ケアルームの様子

大分県柔道整復師会

実施日程 令和元年9月26、29日

追加要請 令和元年10月3日

セキュリティ厳しく緊張続いた ニュージーランド代表の支援

平成30年10月、ワールドカップ開催地となった大分県の担当推進課より本会にニュージーランド代表への協力要請があり、加藤和信会員を実行委員長とした対策委員会を立ち上げた。会員には、フィジー代表とニュージーランド代表にかかわりのある者もあり、実行委員会に加入した。

その後、会員に対しアンケート調査を実施、参加希望者は約50名と確認。世界トップランクチームのリカバリケアを周到に行う準備として、参加予定の全会員の技術情報の共有とケアの平準化、コンプライアンス意識統一を目的とした研修会を開催、45名が参加した。

9月に入り、参加者全員に再度、本日程での参加が可能かどうかの確認を行い、可能な会員の中から当日の参加者を選出した。

実施日2日間で延べ20名の会員で約60名の選手のケアを行った。世界的に有名な選手もあり、い

っそうの配慮を要したこと、普段の施術とは違い自分の倍ほど大きい選手をケアしたことから、会員からは一様に疲労の声が聞かれた。

チームからの柔道整復師のケアへの評価は高く、10月3日に追加で12名の依頼があった。また、チームが東京に移動する際には帯同の依頼もあった。ラグビー関係者によると、こうしたオーダーは異例なことだという。結果、3日間で延べ約90名の選手のケアを実施した。

これまでも国体を始め、各種スポーツ競技の国内外の大会に協力しているが、今大会は中でも特に人気が高く、セキュリティチェックが厳しく、ケアの会場等が事前に漏れることを防止するため、関係者にも直前にならないと情報が入らなかった。チームからの厳重な箝口令は、推進課の受け入れ準備や本会の準備にも遅れを及ぼした。

今回の活動の結果、即日ケアが対応可能な登録会員が県内会員・準会員42名程度・県外協力会員9名程度在籍していること、また即時対応も可能な団体であることも明らかになった。

この経験が2020東京オリパラにおける選手の支援に役立つステップになると考えている。

参加協力団体 京都府・熊本県・宮崎県
各柔道整復師会

(報告 大分県柔道整復師会会長 江崎博明)



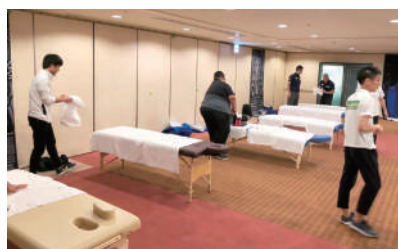
大分市内も歓迎ムードに包まれた



実施前に行われた研修会の様子



今回の参加メンバーたち



ケアが行われた会場。日整にベッド5台の貸与を依頼、残りは本会で用意した

山梨県柔道整復師会

実施日程 令和元年9月15、17日

多数の負傷者への処置などで 各国議員に存在感を示す

ワールドカップ開幕を控えた15、17日の両日、出場チームの国会議員による親善試合「世界国会議員ワールドカップ」が山梨県南都留郡富士河口湖町くぬぎ平スポーツ公園にて開催された。

山梨県ラグビーフットボール協会より本会に救護要請があり、協会専属医師1名とともにメディカルサポートとして会員がグラウンド内での救護活動を行った。

試合に参加したのはイングランド、フランス、

南アフリカ、アルゼンチン、オーストラリア、ジョージア、アイルランド、ニュージーランド、日本の9カ国、約400人。親善試合というものの、各国の老若国会議員が国の威信をかけ、激闘を繰り広げる大会となった。

現役さながらの猛然としたプレーも目立ち、その結果、頭部裂傷・顔面裂傷・脳震盪・骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷など、負傷者が多数にのぼった。

遠藤利明議員、中谷元議員を始め、各国の国会議員に予防テーピングや負傷後の処置を施した。参加した各国議員に柔道整復師(JUDO therapist)をアピールできた有意義な2日間となった。

(報告 山梨県柔道整復師会総務部長 小林肇)



15日(日)参加9カ国による開会式



右肩関節脱臼徒手整復後、デゾー包帯固定を施す



両足関節捻挫予防のスポーツテーピング



右膝関節内側側副靭帯損傷後のテーピング。施術は国境を超える！



大腿二頭筋挫傷後のキネシオテーピング



腱板損傷(棘上筋)に対するキネシオテーピング

救急搬送事故での迅速な対応を
国際柔道連盟から高く評価される

活動報告 グランドスラム大阪での

昨年11月22～24日、丸善インテックアリーナ大阪(大阪市)にて開催された国際柔道連盟によるグランドスラム大阪。夏の世界柔道選手権に引き続き行った支援活動の様相を報告する。



会場で高評価を得た医療衛生部の面々



各先生方と豊嶋事業運営部長



左から豊嶋事業運営部長、浪尾会員、田澤(俊)会員、米田主事

救護練習が生かされた臨機応変な対応力

国内外の男子276名、女子205名の選手が参加して行われた本大会。2020東京オリンピックの出場枠獲得を賭けて激しい戦いが繰り広げられた。日本の総メダル数は男子金5銀5銅6、女子金6銀3銅9の合計34個。華々しい活躍だが、個人的な感想としては東京五輪を控え、男子の重量級は今以上の強化の必要性を感じた。

日整では8月に東京で行われた世界柔道選手権に引き続き全日本柔道連盟から医療救護補助員として柔道整復師の派遣要請を受け、近畿ブロック6県の柔道整復師会から26名(大阪9・兵庫5・京都2・滋賀4・和歌山4・奈良2)と日整本部から3名(助川悟志・瀧澤一裕・野崎洋)の会員を派遣した。

活動内容は世界大会のときと同様に、負傷者が発生した際に医師の指示のもと救護支援を行うというもの。試合会場で医師、PT、ATと行動を共にし支援にあたった。大会初日、救急搬送を伴う大きな事故があり(右ページ参照)、医師らの指示

のもと、迅速な連携で病院への搬送の一助を担った。一連の対応は国際柔道連盟から非常に高い評価をいただき、全柔連医療衛生部の存在を連盟やIOCに知らしめたと言えるだろう。

骨折、脱臼などの外傷に対しては厳しい規制が敷かれつつあり、こうした試合でも、ケガの大小にかかわらず医師の指示のもとで行うのが国際ルールとなり、国内大会においても適用が進んでいる。我々柔道整復師は今後も医療人として医師に信頼されるために、技術、行動、態度、言動等を省みながら協働しなければならないと改めて考えさせられる大会だった。日整としては、スポーツの国際大会や災害などで認められるような柔整トレーナーの育成が課題であろう。

なお大会期間中、モンゴル及び韓国ナショナルチームに田澤裕二日整渉外部員、田澤俊二会員、浪尾敬一会員がトレーナー帯同でコンディショニング指導を行い、メダル獲得に貢献した。

(報告 事業運営部長 豊嶋良一)

活動現場からの報告

2020東京オリパラ直前の大会で、選手はもとより会場も盛大な大会であった。それだけに緊張感のある会場で、我々柔道整復師は医師の指導のもと、PTやATと救護チームを組み活動した。

おもな役割は、①出血時の畳の清拭、②負傷者のスパインボードでの搬送、③医師の補助・搬送経路の誘導だ。3チームに分かれ、1チームは待機、2チームは各試合場にて対応を行った。

初日に1件、搬送を要する重症例があった。女子48kg級の日本選手が頸椎を負傷し、会場で国際柔道連盟・チームドクター・医師が診断、柔道整復師が固定、移動を行い、救急搬送を行った。早朝の救護練習や救護担当講習会で学んだことを最大限に生かし、臨機応変に活動することができた。この際の行動は的確であったと国際柔道連盟からもお褒めの言葉をいただいた。

ただ大きな大会では組織運営上、PTの決まったメンバーが班リーダーとなり柔道整復師等をコントロールする傾向があることを強く感じた。日整



救護動作を確認する瀧澤会員

の会員として、2020東京オリパラに向けて講習会や事前打ち合わせなどで訓練を重ね、PTに負けずに準備万端で



試合会場からの救急搬送の様子

臨みたい。そのためには国際柔道連盟のガイドライン、また救急搬送の技術のさらなる向上を目指しなお一層の努力をしたいと考える。

(報告 東京都柔道整復師会会員 野崎洋)

モンゴル、韓国選手の支援報告

今大会はモンゴル・韓国両国ともに大会獲得ポイントによって2020東京オリンピックへの参加がほぼ決定するという位置づけの大切な大会だった。参加選手たちは多少のケガをも押し出ており、トレーナーの派遣会員にとっても今までにない責任感と緊張感を感じた4日間だった。

なお、モンゴル柔道連盟の組織内が総入れ替えとなった影響から、大会に向けて手続き、連絡、

報告等において困難な状況があったため、急遽ガンバートル・フデレムフ会員（京都府）に通訳を依頼。今後の日整の事業として円滑に進むように十分な話し合いを行った。

(報告 渉外部員 田澤裕二)



通訳のガンバートル会員



モンゴルチームに帯同した浪尾会員



韓国チームに帯同した田澤(俊)会員

全柔連医科学委員会を開催 試合中の事故について議論を展開

昨年11月21日に丸善インターネットアリーナ大阪にて今年度2回目の全柔連医科学委員会が開催された。試合中の重大事故の予防や対応をめぐる、さまざまな議論が白熱。その模様を報告する。



秋丸医師による、動画を用いた解説



白熱した議論が交わされた

試合中の脳しんとう対応の必要性を認識

試合中、脳しんとうの疑いがあれば試合は中断され、その場で正式な診断を医師がSCAT^(注)を用いて行う。来年開催される2020東京オリパラまでに、試合前や試合中に脳しんとうが疑われた場合の対応について、強化委員会や審判委員会と十分に情報交換や合意形成を行っておく。

重大事故予防のための提言について

特別参加の秋丸琥甫医師が動画を示しながら説明（上写真参照）、重大事故予防に関する提言を検討。医科学委員会として「片袖釣り込み腰」を子どもには禁止技にするなどの対策がとれないか、重大事故対策委員会などで検討してもらうこととした。

絞め落ち後の対応に関して

中学における絞め技の是非やこれらのデータを論文化し、今後の対応を検討するための資料にする。絞め落ちた後は頸椎保護と頸部固定をしながら意識の有無や生命徴候を観察し、刺激などで覚

(注) Sports Concussion Assessment Tool。スポーツによる脳しんとうを判別する評価ツール。現在改定5版。

醒を促すことに異論はない。

活法については、頸椎保護をしながら行うのは可能だとの意見もあったが、すべての医師が安全に活法を用いることは実際上困難であるとの意見が多く出された。医師向けや審判員向けに対応策を明文化することが提案され、了承された。

絞め落ちた当日の試合には出場できない由のルール導入は進捗しておらず、理事会や重大事故対策委員会を通じて、中学・高校の関係者に申し入れを行うこととした。

また二村雄次特別委員から、絞め落ちや関節技で1本の宣告が遅れた事例のビデオ報告があり、国際柔道連盟医科学委員にも注意喚起している旨が報告された。

2020東京オリンピックでの救護担当について

宮崎誠司副委員長から、今後、2020東京オリンピック柔道救護担当者に決定した者は、講習やeラーニングが必須事項となるので、受講してほしいとの報告があった。

安全指導講習を医科学委員会主導に

現在、安全指導講習は都道府県の安全指導員に任されているが、それを医科学委員会主導の講習にすべきであるとの意見が出された。今後指導者養成委員会や理事会に改善を求める予定。今後の柔道発展のためには、医学的根拠をもとに安全に配慮することが必須である。今委員会での充実した議論から生じた意見が、事故の未然防止のために指導現場や試合会場で生かされることに期待する。

なお次回の医科学委員会は令和2年4月18日（土）で調整を開始した。

（報告 事業運営部長 豊嶋良一）

理事会だより



令和元年度 第7回理事会

開催場所	日本柔整会館2階大会議室
開催日時	令和元年11月28日(木) 13時～16時
理事現在数及び定足数	現在数19名 定足数10名
出席者	理事19名中18名出席 工藤、萩原、松岡、三橋、市川、 石原、伊藤(宣)、豊嶋、富永、 川口、渡邊、伊藤(述)、山崎、 和田、徳山、齊藤、田村、森川
理事外の出席者	嶋谷監事、高橋監事、新井情報 管理室長、金子総務部員
議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	松岡副会長
閉会の辞	萩原副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清・高橋政夫 両監事であることを確認した。

議題

第1号議案 『グループ保険について(医療保険追加)』

総務部長から議案について説明があった。日整グループ保険はいわゆる弔慰金的な役割を果たしているが、この日整グループ保険とは別立てで、医療保障保険(日整グループ保険会社の1つである大樹生命保険株式会社)を導入することについて、審議の結果、承認可決した。

第2号議案 『講師派遣依頼について(茨城県)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、茨城県からの派遣依頼について、下記のとおり、派遣講師を承認可決した。

令和2年2月15日(土) 三橋裕之 総務部長

第3号議案 『学術講師派遣依頼について(福島県)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、福島県からの派遣依頼について、下記のとおり、学術派遣講師を承認可決した。

令和元年11月30日(土) 高崎光雄 学術参与

第4号議案 『災害見舞申請について(佐賀県 令和元年8月大雨被害)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、「災害対策積立金規程」に基づき、申請のあった佐賀県(半壊1件、床上浸水1件)の被災会員に対する災害見舞金の支給を承認可決した。

第5号議案 『救護及びトレーナー活動に係る助成金支給対象大会の追加申請について(石川県)』

財務部長から議案について説明があった。今年度、各県で開催される大規模なスポーツ大会等のうち、日整の「救護及びトレーナー活動規程」に基づき助成金支給対象となる大会については、既に令和元年6月4日の理事会において承認されているところではあるが、石川県から申請漏れ1件分の届出があった。申請期限は過ぎてはいるが、今年度初めて実施する事業という事情も鑑み、審議の結果、助成金支給対象大会として承認可決した。

第6号議案 『日本スポーツ振興センターとの新たな協定の締結について』

保険部長から議案について説明があった。厚生労働省において、平成29年10月から平成30年5月にかけて柔道整復施術療養費に係る数次の改正が行われたことから、日本スポーツ振興センターとの協定においても、それらの改正内容を反映した新たな協定を締結することについて、審議の結果、承認可決した。

第7号議案 『来年度柔道大会について』

事業運営部長から議案について説明があった。審議の結果、(1)日整柔道大会日程については、①令和2年は東京オリンピック年であるため、講道館との日程調整が難しいこと、②例年実施している10月は、近年、台風が多くなってきていること等の理由から、令和2年度は、祝日である「勤労感謝の日」前日の11月22日(日)を第1候補、11月21日(土)を第2候補、10月11日(日)を第3候補日とし、他は事業運営部一任で調整することについて、承認可決した。また、(2)「日整全国柔道大会功労表彰」は当該大会等の出場実績に応じて表彰する賞だが、中止となった令和元年度の大会分は出場実績にカウントしないことを承認可決した。

第8号議案 『令和2年5月5日 全国少年柔道大会への形演舞者派遣について』

事業運営部長から議案について説明があった。「日整全国少年柔道形競技会」(以下、「形競技会」

という。)入賞チームを、毎年5月に開催される「全国少年柔道大会」に派遣している。しかしながら、今年の形競技会は中止されたため、来年度の「全国少年柔道大会」への派遣チームについて審議された。その結果、東京都柔道整復師会の大会で優勝したチームを派遣する旨の提案を、承認可決した。

第9号議案 『渉外部からの提案について』

渉外部長から議案について説明があった。審議の結果、(1)日整役員(携帯アドレス&iPad)の緊急連絡用メーリングリストを使用すること、(2)日整トピックの随時配信に向けて、会員への情報発信方法の見直しを実施(例えば、日整から会員へ一方通行のメール一斉配信システム構築など)すること、(3)日整広報新春号の対談記事として、日整会長、柔道整復研修試験財団代表理事、全国柔道整復学校協会会長のトップ鼎談を掲載することについて、承認可決した。

第10号議案 『匠の技 2020年度の事業内容について』

学術教育部担当理事から議案について説明があった。審議の結果、2020年度の「匠の技 伝承」プロジェクトは、(1)年4回開催、(2)受講者は指導者候補として各都道府県から1名という方向性で進めていくことについて、承認可決した。

第11号議案 『ラグビーワールドカップに係る協力感謝状について』

学術教育部担当理事から議案について説明があった。審議の結果、標記大会に係る協力感謝状を協力会員あてに発行することについて、承認可決した。

第12号議案 『優等卒業生の表彰について』

渉外部長から議案について説明があった。審議の結果、今年度は理事会スケジュールの都合上、2月下旬に理事者あてにメール等で本件表彰者を審議し、決定することについて、承認可決した。

報告事項

- ① 令和元年 秋の叙勲・褒章受章者について
- ② 令和2年度 予算・税制・一般政策に関する要望
- ③ 12月8日合同部会次第等について
- ④ 3月22日全国会長会次第案等について
- ⑤ 理事会議事録(9月27日開催分)
- ⑥ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」(10・11月号)等について
- ⑦ 広告ガイドラインについて
- ⑧ 予算管理月報(9月分)
- ⑨ 令和2年度予算案(各部申請11月1日現在)
- ⑩ 日整生涯学習講習会及び日整全国少年柔道大会等の中止に伴う対応について(旅費関係)
- ⑪ 救護及びトレーナー活動に係る助成金支給申請について
- ⑫ 台風19号による柔道大会中止に関する報告
- ⑬ 国際医療技術財団関連報告
- ⑭ 第28回被災者健康支援連絡協議会概要(10月29日)
- ⑮ グランドスラム大阪2019のトレーナー活動(モンゴル、韓国)について
- ⑯ 日整会長学術賞の推薦について(各県通知)
- ⑰ 上期監査報告
- ⑱ 各部報告
(総務部) 臨床実習実施報告(日本医学柔整鍼灸専門学校)
(総務部)「全国魚市場&魚河岸まつり」開催(11月14~17日)について(産経関連)
(総務部) 令和元年11月24日東京新聞記事(1面および28面:「接骨院 不正請求」)
(政策部) 政策部報告
(その他) 国立国会図書館から出版物納入依頼があったことについて(宮城県)
(その他) 9月28日大崎タイムス記事(介護関連)

新春を寿ぎ謹んで お慶びを申し上げます

令和2年 元旦

監事
高橋政夫 嶋谷清 森川伸治 田村清 齊藤勝典 徳山健司 和田秀樹 山崎邦生 伊藤述史 渡邊寛 川口貴弘 長尾淳彦 富永敬二 豊嶋良一 伊藤宣人 石原誠 市川善章 三橋裕之

公益社団法人 日本柔道整復師会
会長 工藤 鉄男
副会長 萩原正和
副会長 松岡 保

執行部活動状況：令和元年10月～令和元年11月

令和元年10月

日付	曜日	会議等	出席者
1	火	政策部、保険部打合せ	市川、伊藤(宣)、渡邊
3	木	日整柔道大会係員(学生補助)説明会	和田
8	火	第14回国民医療推進協議会総会 取材対応	豊嶋 三橋
13	日	部長連絡会議(災害対策本部)	
18	金	保険部会	
19	土	ブロック(近畿地区)別保険部関係説明会	伊藤(宣)
20	日	近畿学術大会滋賀大会	工藤、萩原、松岡、長尾
21	月	(第5回国家試験出題基準検討委員会:研修試験財団)	長尾、森川
24	木	渉外部企画会議 日整柔道大会関係 訪問(講道館、足立学園)	豊嶋、和田
26	土	ブロック(北信越地区)別保険部関係説明会	伊藤(宣)
27	日	令和元年全日本柔道形競技大会	豊嶋
29	火	第28回被災者健康支援連絡協議会	豊嶋
31	木	(施術管理者研修実施委員会:研修試験財団)	萩原、豊嶋、長尾

令和元年11月

日付	曜日	会議等	出席者
2	土	業界説明会(名古屋医健スポーツ専門学校)	森川
6	水	財務部会	
7	木	部長連絡会議	
10	日	「匠の技 伝承」セミナー(北海道講座) ブロック(中国地区)別保険部関係説明会	工藤、萩原、松岡、長尾、森川 伊藤(宣)、山崎
12	火	業界説明会(北海道メディカル・スポーツ専門学校)	萩原
13	水	業界説明会(専門学校琉球リハビリテーション学院)	松岡
14	木	(あ・は・き柔整等の広告に関する検討会) 柔道整復術普及事業打合せベトナム(JIMTEF)	三橋、松岡、長尾、伊藤(宣) 富永
15	金	機能訓練指導員協会打合せ 業界説明会(北信越柔整専門学校)	三橋、川口 嶋谷
17	日	東海学術大会愛知大会 ブロック(東海地区)別保険部関係説明会	工藤、萩原、松岡、長尾 伊藤(宣)
18	月	業界説明会(河原医療福祉専門学校)	松岡
19	火	講道館訪問	豊嶋
20	水	業界説明会(大阪医専) (損保料率機構研修会)	徳山 三橋
21	木	全日本柔道連盟医科学委員会	豊嶋
22～24	金～日	グラウンドスラム大阪	豊嶋
23・24	土・日	日本柔道整復接骨医学会学術大会	松岡
24	日	地域包括ケア検討PT	三橋、川口
25	月	学校協会との意見交換会	正副会長、各部長
26	火	(第6回国家試験出題基準検討委員会:研修試験財団)	三橋、長尾、森川
27	水	監査会	工藤、三橋、石原、嶋谷、高橋
28	木	理事会	
29	金	(国家試験改善検討委員会)	工藤



日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

INFORMATION

<https://www.shadan-nissei.or.jp/info/index.html>

全国の公開講演会・学術大会・公益ボランティア活動報告
国民のため、地域住民のため、患者さんのため公益活動をしてまいります



都道府県名	開催年月日	事業名・URL
青森	令和元年5月26日(日)	「第8回走れメロスマラソン五所川原」ランナーサポート
栃木	令和元年10月17日(木)	豪雨災害における避難所へ施術ボランティア派遣
	11月3日(日)	第42回足利尊氏公マラソン大会ランナーサポート
千葉	令和元年10月20日(日)	令和元年度学術講演会・研究発表会
	11月23日(土・祝)	令和元年度県民公開講演会開催
神奈川	令和元年11月10日(日)	横浜マラソン2019ケアコンディショニング活動
石川	令和元年10月27日(日)	第5回金沢マラソン2019ケア・サポート
福井	令和元年11月3日(日)	第38回菊花マラソン救護
静岡	令和元年10月27日(日)	第11回しまだ大井川マラソンinリバティトレーナー活動
愛知	令和元年10月27日(日)	武豊町防災訓練参加レポート
和歌山	令和元年10月27日(日)	第19回和歌浦ベイマラソンwithジャズ救護・トレーナー活動
	11月9~12日(土~火)	ねんりんピック紀の国わかやま2019救護・トレーナー活動
福岡	令和元年10月6日(日)	第18回健康21世紀福岡県大会に参加

最新情報・更新履歴はこちらのURLから <https://www.shadan-nissei.or.jp/nissei/feelgoinfo.html>
※「日整フォーラム(都道府県だより)」は名称を「インフォメーション」に変更しHPに移動しました。

令和2年度 周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
富山	創立98年・社団法人設立60周年・ 協同組合設立15周年記念式典	令和2年12月20日(日) ホテルグランテラス富山

第47回日整親善ゴルフ大会開催のお知らせ

日時：2020年9月20日(日) ※19日(土)前夜祭 | 開催地：サンコー72カントリークラブ

「日整広報 Feel! Go!」発行のご案内

発行予定日	2020年4月20日(春号) Vol.253 原稿締切	2020年2月20日
	2020年8月20日(夏号) Vol.254 原稿締切	2020年6月20日
	2020年11月20日(秋号) Vol.255 原稿締切	2020年9月20日
	2021年1月20日(新年号) Vol.256 原稿締切	2020年11月20日

柔道整復師のための

楽しい 統計学

入門編

横浜創英大学教授 星山 佳治

第13回 / 統計の始まり

今回は、新元号の「令和」となって最初のお正月ということにちなんで、「統計学はどのように始まったか」というお話をしてみましょう。

●人口調査

古代エジプトでは、国王は生きているうちに自分のお墓を建設することが一大事業でした。そのためには、ピラミッド建設に従事させられる人の数を把握する必要がありました。そして、紀元前3050年頃に人類史上最初の人口調査が行なわれたと考えられています。

同様に中国でも、紀元前2300年頃に徴税と兵役のために人口調査が行なわれたといえます。

ローマでは紀元前500年頃から定期的な人口の申告調査に加えて徴税もされていたようです。

また、人口調査とは別に、当時は疫病の流行による死者数調査が行なわれたと考えられています。

日本では、田（土地）を与え、米を税として徴収



したために、天智4年（670年）頃に、田を耕す者の数を把握する戸籍が作られ、平安時代に荘園制に移るまでは続けられていたようです。

●死亡表

17世紀後半頃のイギリスでは、人間の健康、疾病には天体の運行が密接な関係を有し、国王の統治が悪ければ疫病が流行すると思われていました。

そこへロンドンの商人グラントが、30年にわたるロンドン市の死亡表および教会の受洗記録を集計し、「死亡表に関する自然のおよび政治的諸観察」という一冊の本をまとめました。

この本は、衛生統計学の古典ともいわれる本で、その功績により彼は英国王立協会会員になっています。

その後、ジェームズ・グラントは「人間の出生死亡および繁殖より証明せられた人間の變動中に存する神の秩序」を発表し、人口における出生や死亡は完全に且つ美しい神の秩序が存在する（自然神学）ことを実証しようとしたのです。

しかし、それを実証することはできませんでした。代わりに大変重要なことを発見しました。それは、大量観察によって規則性が抽出されるということを示したことです。

統計学（Statistic：スタティスティック）は、ラテン語の国家（Status）を語源とします。国家に関する重要な事実を記述する学問としての新語でした。

そして、19世紀にベルギー生まれのケトラーが、フランスで集大成された「確率論」、イギリスの「政治算術」、ドイツの「国状論」の3つを統合して、近代的な統計学の概念を確立したとされています。

●生命表

ハレー彗星の発見者であるハレーは、ドイツのブレスラウ市の人口がほぼ静止状態にあること等に着目し「ブレスラウ市の興味ある出生・死亡表より測定せる人類死亡率の推算」を発表しました。これは、年齢別人口分布表を作成して、0歳から各年齢ごとに死亡していく過程を示したものです。また、これによって兵役を課し得る人口がどのくらいあるのかを知ることでもできたため、国防上も有用とされました。

彼の功績は、各年齢における平均死亡率や平均生存率を求めたのではなく、各年齢に達した個人の死亡確率や生存率を求めた点です。

その20年後、彼の業績を元に世界で最初の生命保険会社 The Equitable が創立されています。

●古典確率論

偶然性をめぐっては、賭博でいかに勝つかが多くの人々の関心事であり、1654年に賭博師メレが友人パスカルに、賭けに関する問題を持ち込み、パスカルがフェルマーとの間で、この問題について交わした手紙が確率論の始まりでした。

その後、ラプラスの「確率論の解析的理論」、フーリエの「人口の一般概念」などが発表されました。フーリエは、人口の測定のためには、一般人口調査と一定の地域と期間とにおける住民数、出生数、死亡数、婚姻数の届け出記録が必要と述べています。そして、古典的確率の定義「同じ程度に起こると期待される事柄には同じ確率を与える」も彼によるものといわれています。

●統計万能時代

社会現象に対する統計的な観察が有効であることが理解されてくると、今度はその行き過ぎとして、全ての問題が「統計」によって解決されるかのような機運になりました。

1853年、ケトレーの主張に基づいて第1回国際統計会議が開かれ、この会議でウィリアム・ファーマーは、疾病と死因の分類の改正と医学用語の統一の必要性を強調しました。また、マルク・デスピーヌと共に分類案を作成し、これが後に数回の改正を経て現在の国際疾病障害および死因分類となりました。

1856年、ウィリアム・ファーマーは疾病分類の一般原則について次のように述べています。「分類は普遍化の方法である。それゆえ、いくつかの分類は、有益に使用されるであろう。そして、医師、病理学者または法学者は、それぞれ自分の観点から、調査研究の推進や一般的な結果を得ることに最もよく適合すると考えている方法で、疾病や死因を正しく分類するであろう。」

●記述統計

進化論の数学理論を志した記述統計は、生物現象の数学的記述にきわめて豊富な概念をもたらしましたが、それらは、このシリーズでも紹介した「カイ2乗検定」で有名なピアソンによって集大成されました。

●衛生統計学の現在

さて、現代人で数字と無縁に暮らしている人はいないでしょう。その数字の大部分は統計的数字なのです。死亡とそれに影響する要因を考究する思想は、現代の医学的研究にも受け継がれていて、人類の健康の保持増進に寄与しています。

<まとめ>

以上のように「統計」が生み出されてきた過程には、国家的、軍事的に“力”となる人民の数やその生死の状況と確率を把握し、効率よく正確に管理する方法への模索があったことが判ると思います。そして、現代では医療にかかわる分野だけでなく、様々な理論を構築する際に、そこに問題があるか否かをデータから判定していく重要なツールとなっているのです。

プロフィール

星山佳治（横浜創英大学 教授）

学歴

昭和54年3月 東京大学医学部保健学科 卒業
昭和57年3月 東京大学医学系研究科修士課程修了 保健学修士
昭和60年3月 東京大学医学系研究科博士課程修了 保健学博士
(博医第596号)

職歴

平成16年1月 昭和大学医学部教授
平成24年4月 横浜創英大学看護学部教授

社会活動

平成11年4月 文部科学省大規模コホート運営委員（現在に至る）
平成14年4月 東京都花粉症対策検討委員会委員（現在に至る）
平成16年4月 日本疫学会評議員（平成27年12月まで）
平成18年4月 国立病院機構EBM推進のための大規模臨床研究統計責任者（現在に至る）

未来MIRAI TENBO展望

「地域包括ケアシステム」における柔道整復師の役割Ⅱ

前回お伝えした地域包括ケアシステムにおける柔道整復師の活動について、具体的な例を述べていきたいと思います。

まずは前号の当連載に記載された図「地域包括ケアシステムの姿」をもとに説明しましょう。大きく分けて、「医療」「介護」「生活支援・介護予防」と分けられています。そしてそれぞれの分野で、柔道整復師は経験を生かして地域で役立つことができます。

まず「医療」は、日々地域で柔道整復師として行

う業務、つまり地域住民の外傷を主とした施術行為です。この仕事そのものが、地域住民の健康増進への貢献となります。

これは医療機関などとの連携が重要です。業務範囲を超える外傷や、業務外の疾患などは積極的に他医療機関への紹介を行うなど密接な連携が必要となります。

次に「介護」分野で担える役割ですが、これは介護保険に特化した貢献について説明しましょう。

柔道整復師は介護保険法の中で「機能訓練指導

柔道整復師の活動が広がる可能性



「機能訓練指導員」として機能訓練の指導ができる



介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、実務研修を受ければ「介護支援専門員」として活動できる

員」と位置づけられています。機能訓練指導員とは、「日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者」を指し、一般的に通所介護等の現場で機能訓練などを行うことができます。今回、日整では、同じく指導員の立場となる他の技術職種とともに「日本機能訓練指導員協会」を設立しました(下コラム参照)。

また地域の介護認定審査会(市町村の附属機関)に学識経験者として参加することができます。介護認定審査会とは、自治体に提出された要介護・要支援認定の申請書をもとに認定審査を行う合議体です。認定審査会のメンバーは医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員などの実務経験者で、市町村や関係団体から推薦され市町村長から任命を受けた者によって構成されます。

さらに、柔道整復師の実務経験が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上あれば、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格が認められます。この試験に合格後、実務研修を受ければ介護支援専門員として介護予防プラン、介護プランの作成も可能となります。介護保険サービスのキーパーソンとして活動できるよ

うになるのです。

「生活支援・介護予防」の分野では、高齢者の運動機能に関する健康相談の相談員や、運動教室・介護予防教室などの講師としての貢献が期待されます。

各自治体では、高齢者が要介護状態にならずにすむよう、さまざまな予防施策がとられています。行政のそうした取り組みに参加し、地域への貢献を高めることは重要になってくるでしょう。

最近では地域の公民館や集会所で、行政や社会福祉協議会が主催する高齢者の集える場が「通いの場」「高齢者サロン」などの名称で開催されています。こうした活動の講師として貢献することができます。また自身の整・接骨院などでこうした場を設け、運動教室や転倒予防教室を開催することも可能です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように全国の会員が自分のできることを行う努力をしていけば、柔道整復師(整・接骨院)への国民の信頼が増していくのではないのでしょうか。

利他の精神で地域貢献への活動を期待します。

総務部長・三橋裕之

担当理事・川口貴弘

地域包括ケア推進室長・藤田正一

機能訓練指導員の活動を 支える協会を新設

介護保険法が定める「機能訓練指導員」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、柔道整復師、又はあん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師及びきゅう師の資格を有する者とされている。そしてこれらの全職種が、利用者の日常生活機能の維持向上を目的に同等のサービスを提供することが必要とされる。

そこでこれら専門職が団結して機能訓練指導員としての役割を確立し、技術とサービスの向

上に努め、地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的に、昨年12月1日、日本機能訓練指導員協会が設立された。初代会長には日整・工藤会長が就任した。

機能訓練指導員の活動は、医師の管理下に行われるリハビリとは異なり、介護支援専門員の作成するケアプランに基づいて行われる。医師の助言や他の職種の意見を取り入れながら適切な機能訓練サービスを提供していくことが求められる。要介護者を少しでも減らすよう、技術の質を担保するとともに、各地域の柔道整復師と他職種とが連携し、機能訓練指導員の地位の向上等が図れるよう活動していく予定。

スポーツ外傷をテーマに特別講演 活動報告も活発に行われる

(公社)滋賀県柔道整復師会学術部長
田中清久

昨年10月19～20日、ピアザ淡海(滋賀県大津市)にて開催された第44回近畿学術大会滋賀大会。開会式では工藤鉄男会長、仁科忠宏実行委員長の挨拶や、三日月大造滋賀県知事、越直美大津市長、越智眞一滋賀県医師会会長、谷口和彦学校協会会長から祝辞をいただいた。

また、特別講演として京都府立医科大学大学院リハビリテーション医学三上靖夫教授が登壇された。三上教授は現役の柔道家であり、地域での柔道指導を通じて柔道整復師への指導、支援をいただいている。

そして工藤鉄男会長による「日整と柔道整復師の進むべき道と未来像」と題された日整基調講演も行われた。資格制度以前の過去から現在に至る発展と問題点を総括し、未来へ繋げる課題解決に向け、日整と柔道整復師が一丸となって取り組む決意を述べられた。

そのほか会員発表12演題、養成校ポスター発表8演題、介護講演、超音波画像観察小委員会活動報告の各プログラムと、日理工協賛での展示会場出店などの内容で滋賀大会を運営した。



12演題発表会員が表彰された

特別講演

「スポーツによる頭部外傷・脊椎脊髄損傷」

スポーツ現場ではさまざまな怪我が発生するが、頭部外傷や脊椎脊髄損傷では重篤な症状や命を落とすこともあり、特別な配慮が必要である。特に脳震盪の対応は重要であり、ただちに試合や練習を中止し、意識障害があればすぐに救急車の手配が必要である。続行すると致命的な急性硬膜下血腫となることがある。

こうした例では世界基準の脳震盪診断ツールSCATが役立つ。セカンドインパクト症候群に繋がらぬよう段階的復帰プログラムに基づいてメディカルチェックを受けて復帰させる。近年は高齢者の脊髄損傷が増加しているが、青少年のスポーツに限れば最も多い発生原因となる。中でも、ラグビーと柔道が注視されている。

ラグビーでは、危険なタックルを禁止し安全対策を立てている。柔道では、技を掛けた時に自ら頸椎屈曲位で畳に突っ込んで受傷する事故が多い。スポーツ現場で救護する時には搬送経路やAED設置場所の確認、またあらかじめスパインボードの使用法など移乗技術の習得をしておく必要がある。専門家を加えた医科学委員会や安全対策委員の講習会にも積極的に参加してほしい。

講師略歴

1985年徳島大学医学部卒業後、京都府立医科大学附属病院整形外科勤務。2005年より京都府立医科大学大学院勤務。'19年より現職。専門はリハビリテーション医学、スポーツ医学、脊椎脊髄外科。日本柔道連盟医科学委員、日本オリンピック委員会強化スタッフを務める。グランドスラム大阪大会、2019年世界選手権東京大会など帯同活動も多い。



三上靖夫教授

柔道競技の安全性や事故への対応を学ぶ講演 会員、学生の発表なども多彩に

(公社)愛知県柔道整復師会広報部長
古賀一

昨年11月17日にウインクあいち（愛知県名古屋市）にて開催された第54回東海学術大会愛知大会について報告する。

午前の特別講演は県民公開講座も兼ね、東海大学体育学部武道学科・宮崎誠司教授に講演していただいた。柔道は命にかかわる事故が多いこと、近年、そのための対策が進んできたこと、救護現場の現状や、救護に当たっての心構えなどをデータを交えて解説され、意義深い講演となった。

午後からは愛知・岐阜・三重・静岡の4県会員による4題、勤務柔道整復師による4題の研究発表、日整特別諮問委員・三谷誉先生を講師とした日整介護セミナーが行われた。また養成校2校による5題の学生発表が行われ、盛りだくさんの内容となった。閉会の際、次の大会は令和3年開催予定と発表された。

特別講演

「おもてに見えないスポーツの安全対策」

柔道の大会や活動を安全に運営する取り組みと期待

平成23年、「スポーツ基本法」が制定され、新たにスポーツ事故の防止等という項目が作られた。これにより安全を確保するための知識の普及など



会場の様子

が義務付けられることとなった。

ケガが多い柔道はエビデンスが重要だとされている。今後の対策について、皆さんと一緒に考えて行けたらと思う。

死亡例は減ったが、未だに毎年多くの事故が起きている。重大なものでは、頭のケガが全体の半数ほどを占め、頸部のケガがそれに続いている。また、運動中に突然起きる心臓疾患も問題視される。頭部の損傷や心臓疾患では死亡例も多く、とくに体格のいい人が心筋梗塞などで亡くなる事例が目立つ。

こうした深刻な事故を未然に防ぐために、どう対応していくかを考えていくことが非常に重要だ。

柔道にはリスクがあることを承知した上で、「仕方がない」ではなく減らす努力をしながら、不本意にも起こったときには適切に対応できるよう準備しておくことが求められる。

今日お話しした心臓疾患への対処、頸椎や頭のケガへの対応策などの理解をはかり、共通した技術・技能を習得しておくことが、今後の柔道界、さらに言えばスポーツ界に必要なことと考える。

現在、2020東京オリパラに向けて組織委員会や連盟も動いている。この機会を通じ、われわれもオリンピックを前に準備を怠らないことが重要だと意識していただければと思う。

講師略歴

1991年、愛媛大学医学部卒業後、東海大学病院に勤務。2005年より東海大学体育学部勤務、'14年より現職。東海大学スポーツ医科学研究所所長。東海大学健康推進センター所長。全日本柔道連盟医科学委員会副委員長。2020東京オリンピック柔道競技選手用医療統括者。



宮崎誠司教授

日整文芸

(作品は1人3首(句)までといたします)

【短歌】

千葉県 高橋 精一
令和という新時代なる年頭に
皇室一家の明るい笑顔

福岡県 山下 智章

天からの贈り物かな短歌とは
良き事成せば頭に浮かぶかも

名声と勝利の女神だと思ふ
ミュシャ描きしビサンティン風頭

北斎や八十過ぎて獅子描き
厄の祓ひと長寿祈りぬ

【俳句】

群馬県 鈴木 乗風

初菫

一望の朝の遥拝大巨
毛の国に生れめでたき初菫
鳴門より言祝ぎ春の櫻鯛

福井県 田上 滋良

初空

初空や鈴の音高く突き出せり
眼はすでに鷹の眼と化し狩りをする
パルテノン神殿のごと大水柱

【川柳】

北海道 阿部 篤夫

ハヤブサや任務をおえて帰還中
知床や海温上りサケ不漁

阿寒湖やマリモはなぜに丸くなる

石川県 東 勝一

マンホール太子言葉を刻む土地

春日野にカメラ目線の鹿がいる

車楽が熱気迫力地域力

〈一般投稿〉

【短歌】

奈良県 長谷川 治三郎

日がさせばいつしかかげが尾を引いて
秋の日ざしや枯葉音たて

たたずみて月の灯りにすすきのほや

秋の夜長を静かにいこう

小雨降るいつしか雪に変わりして

日増しに寒き時は過ぎして

「日整文芸欄では一般の方々からの投稿を募集しております」

渉外部

日整文芸は、会員の方に加え、一般の方々からも「短歌」「俳句」「川柳」を募集します。一般の方の投稿は、日本柔道整復師会会員を通じて、都道府県名、紹介会員名および連絡先、作品提出者名を明記の上、ご応募してください。

日整文芸を通じて読者の皆様とよい交流の場となればと願っております。

作品は会員と同じく1人3首(3句)までといたします。多くのご応募をお待ちしております。

宛先 〒110-0007 東京都台東区上野公園16番9号
公益社団法人 日本柔道整復師会渉外部
TEL: 03-3821-3511 FAX: 03-3822-2475
E-mail: kouhou@shadan-nissei.or.jp



改革実行、新時代の扉を開く

今年は今和になってから初めての元旦を迎え、十二支が初めからスタートする区切りのいい、子年。7月24日から東京オリンピック・パラリンピックが開幕され、国民にとって令和2年は思い出に残る記念の年になる。

オリンピックといえば、全国858市区町村を巡る聖火リレーの各地区ランナーが発表された。芸能人やスポーツ選手など個性豊かな面々が選ばれ注目を浴びている。さらに一般の人の中から選ばれた102歳の男性スプリンターにも関心が寄せられている。その人は広島県に住む富久正二さん。97歳から陸上競技を始め、平成29年の中国マスターズ陸上競技選手権大会では100歳以上104歳以下の部で60メートル走に出場し、日本記録をマークした超人である。

富久さんは被爆者である。会見を開き、「被爆してから何をしても頑張ろうという信念を持っている」と話したとのこと。多くの人に夢と希望を与えた言葉であり、信念を貫く強い心で常に行動することの大切さを痛感する。

人生100年時代。政府は少子高齢化に立ち向かう政策として、教育の無償化、生涯現役社会の構築、社会保障制度を全世代型転換へと改革を進めている。我々の職業も大正9年に柔道整復術として公認されてから今年で100周年。これまでの100年は、先達が幾多の苦難と試練を乗り越えながら先を見通す努力を重ね、行動をし続けきた歴史である。

この恩恵をしっかりと胸に刻み、次の100年に向けて日整は関係機関と協力体制をとり、平成の時代に業界の大改革を断行した。その3本柱は、保険適用には実務経験3年を義務化した「制度改革」、カリキュラム改正で内容を充実した「教育改革」、新たな手法で適正を図る「公的審査会の権限強化」などで、記憶に新しいところだ。改革はスタートしたばかりであり、令和の時代こそ恒久的に安定した業界を創り上げなければならない。

そこで渉外部では、日整および国家試験の所掌事務を執り行っている研修試験財団・学校協会のトップによる新春鼎談を企画し、これからの柔道整復師の進むべき道と教育の在り方などについて語っていただいた。関連3団体の強い連携により、期待が持てる未来の扉が開かれた思いである。

本誌10～17ページを必読いただきたい。

理事・渉外部 田村清

令和2年1月20日発行
公益社団法人 日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話 (03)3821-3511 (大代表)

発行人 工藤鉄男
編集者 富永敬二
制作・印刷所 東京リスマチック株式会社
編集協力 株式会社トリア

Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓つものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を費く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。